

第 6 0 回 穴 粟 市 議 会 臨 時 会 会 議 録 (第 1 号)

招 集 年 月 日 平 成 2 6 年 1 1 月 6 日 (木 曜 日)

招 集 の 場 所 穴 粟 市 役 所 議 場

開 会 1 1 月 6 日 午 前 9 時 3 0 分 宣 告 (第 1 日)

議 事 日 程

- 日 程 第 1 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名
- 日 程 第 2 会 期 の 決 定
- 日 程 第 3 第 110 号 議 案 損 害 賠 償 に 係 る 和 解 及 び 損 害 賠 償 の 額 の 決 定 に つ い て
- 日 程 第 4 第 111 号 議 案 平 成 26 年 度 穴 粟 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 3 号)

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

- 日 程 第 1 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名
- 日 程 第 2 会 期 の 決 定
- 日 程 第 3 第 110 号 議 案 損 害 賠 償 に 係 る 和 解 及 び 損 害 賠 償 の 額 の 決 定 に つ い て
- 日 程 第 4 第 111 号 議 案 平 成 26 年 度 穴 粟 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 3 号)
- 追 加 日 程 第 1 第 110 号 議 案 損 害 賠 償 に 係 る 和 解 及 び 損 害 賠 償 の 額 の 決 定 に つ い て
- 追 加 日 程 第 2 第 111 号 議 案 平 成 26 年 度 穴 粟 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 3 号)

応 招 議 員 (1 8 名)

出 席 議 員 (1 8 名)

1 番 鈴 木 浩 之 議 員	2 番 稻 田 常 実 議 員
3 番 小 林 健 志 議 員	4 番 伊 藤 一 郎 議 員
5 番 飯 田 吉 則 議 員	6 番 大 畑 利 明 議 員
7 番 榎 橋 美 恵 子 議 員	8 番 西 本 諭 議 員
9 番 秋 田 裕 三 議 員	1 0 番 藤 原 正 憲 議 員
1 1 番 東 豊 俊 議 員	1 2 番 福 嶋 齊 議 員
1 3 番 岡 前 治 生 議 員	1 4 番 山 下 由 美 議 員
1 5 番 林 克 治 議 員	1 6 番 実 友 勉 議 員

17番 高山 政 信 議員

18番 岸 本 義 明 議員

欠 席 議 員 な し

職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	中 村	司 君	書	記	前 田	正 人 君
書	記	清 水	圭 子 君	書	記	原 田 涉 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市	長	福 元	晶 三 君	副 市 長	清 水	弘 和 君
教 育 長	西 岡	章 寿 君	参事兼企画総務部長	高 橋	幹 雄 君	
会 計 管 理 者	西 川	龍 君	一宮市民局長	落 岩	一 生 君	
波賀市民局長	大 島	照 雄 君	千種市民局長	阿 曾	茂 夫 君	
まちづくり推進部長	中 岸	芳 和 君	建 設 部 長	前 川	計 雄 君	
教育委員会教育部長	岡 崎	悦 也 君				

(午前 9時30分 開会)

議長(岸本義明君) 皆様、おはようございます。

ただいまから、第60回穴粟市議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりでございます。

日程に先立ち諸般の報告をいたします。

報告1、地方自治法第180条第2項の規定に基づき専決処分事項の報告書が市長から提出されておりますので、御高欄願います。

報告2、地方自治法第121条の規定に基づき、今期臨時会に説明員として出席通知のありました者の職氏名は、お手元に配付しております議長宛ての通知書写しのとおりであります。

報告3、本日市長より議案2件が提出されております。

以上で報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長(岸本義明君) 日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第89条の規定により、議長より指名します。

15番、林 克治議員、16番、実友 勉議員、以上、両議員をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

議長(岸本義明君) 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日、1日限りとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

会期は、本日、1日限りと決定しました。

日程第3 第110号議案

議長(岸本義明君) 日程第3、第110号議案、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長(福元晶三君) おはようございます。大変御苦労さまでございます。

それでは、第110号議案、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定につつま

して、提案理由の御説明を申し上げます。

平成25年10月1日、市道千本屋高下線において、道路側溝の上蓋部分を歩行していた方が横断する農業用水路の開渠部に気づかず転落し、肋骨を骨折される事故が発生をしました。

この事故により、発生した治療費及び休業損害、慰謝料のうち市の過失割合5割について賠償する必要があるものであります。

つきましては、本件における市の過失の程度により、今回の事故に係る和解と損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものであります。

原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて、質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております第110号議案は、産業建設常任委員会に付託したいと思っております。

日程第4 第111号議案

議長（岸本義明君） 日程第4、第111号議案、平成26年度宍粟市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 第111号議案の一般会計補正予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、千種幼保一元化施設及び千種図書館建設事業につきまして、物価の高騰による入札不調がございましたので、実勢価格に即した設計内容に見直したことによる工事費等の増額補正を行うものであります。

補正額としまして、歳入・歳出にそれぞれ7,000万円を追加し、補正後の総額を252億1,367万1,000円とするものであります。

歳出では、民生費で千種幼保一元化施設の整備に係る経費を増額し、教育費で千種図書館の経費を増額しております。

財源としましては、合併特例事業債と過疎対策事業債の活用と特別交付税の増加を見込んで対応しております。

また、同施設の整備につきまして、完成時期を平成27年8月と見込むことから、適正な工期の確保を図るため、繰越明許費もあわせて補正するものであります。

原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

13番、岡前治生議員。

13番（岡前治生君） 私が今まで補正予算を毎回定例議会ごとでされるのを含めて見てきた中で、このような形での補正予算は私は初めてかと思えます。私も総務文教委員会に所属しておりまして、この案件が入札不調に終わったというふうなことは聞いておりましたし、予定価格の誤りも当局側に責任があったというふうには聞いておりましたけれども、総額で7,000万円にも及ぶ金額がこのような形で出てくるとは思っておりませんでした。

例えば、認定こども園の工事費では、当初予算3億3,000万円に対して3,200万円をプラスするものでありますし、備品については当初予算が500万円であったものに対して800万円をプラス、そして同じ建物として図書館を併設ということになりますけれども、当初予算が4,671万円に対して3,000万円も追加するという、私はあまりこういうふうな補正予算を見たことがないというのが正直な実感です。

それで、幾つかお聞きしたいと思うんですけれども、市長は物価によるというふうな、それが一番大きな理由と言われましたけれども、これだけの補正予算が計上されるということに当たっては、ただ単に物価上昇だけによるミスなのか、それとも予定価格といえますか、設計価格そのもの、設計の見積もり自体にミスがあって、このような事態になったのではないかなということをもっと最初にお伺いしたいと思います。

それと、もう1点は、入札が不調に終わったから、これだけ7,000万円の金額を補正するということになると、当初予算の意味というふうなものが全くなくなってしまいます。いろんな意味で補正予算というのは認められておりますけれども、これだけの補正をするということになると、提案してきた市長の責任を問わなければならないのは当然でありますけれども、その当初予算を認めた議会にも責任が問われるというふうなことになると思います。市長は、このような事態に対してどのような認識を持っておられるのか、当然というふうな認識を持っておられるのであれば、私は大変問題と思えますので、お伺いするものであります。

それと、総務文教委員会の中で、不落になったというふうな説明を受けたわけでありまして、その中で先ほど市長も言われたような物が高くなっていった、その夕

イムラグがあって当初予算のときと相当大きな開きがあったというふうな説明はあったかと思いますが、それを裏づける資料として、不落の開札結果をまず提出していただいて、そしてそのときの予定価格と実際に業者が1回目の入札で入れられた価格がそれぞれどのような形になっていたのか、お聞かせ願いたい。

それと、教育部長は、今回あまりに開きが大きかったので、各応札会社と情報提供をしてくれる会社に限って、市の見積価格とどこがどう違っているのか精査してみたというふうな答弁もあったわけでありましてけれども、そういうものがわかる資料も是非提出をしていただきたいと思います。

それで、4点目には、私は当初予算というのは、すごい大事なものだと思います。市の都合としては4月1日に開園という形で事業を進められてきたわけでありましてけれども、事実上4月1日開園というのは不可能になっていると思います。そういう意味では、当初予算のやりくりの中で本来なら事業を進めるべきではないかと思うわけでありましてけれども、例えば図書館を次年度の工事に回すとか、または、同じ手法でありますけれども、債務負担行為によって今年度事業と次年度事業、2カ年事業にわたるような格好で来年度工事に、この足りない今日補正予算で出されている分は、来年度の当初予算に上げるとかいうふうなことで、このような大変大きな補正予算を議会が認めるということになりますと、本当に何でもありのある意味議会、足らなければ補正をしたらいいんだというふうな議会にもなりかねないというふうに私は思いますので、議会の責任も含めてこのような大きな補正予算を提出された市長の責任を問いたいと思います。

以上です。

議長（岸本義明君） 福元市長。

市長（福元晶三君） ただいま御質問いただいて、大きく4点にあるのかなあとと思うんですが、そのうちの中で特に補正予算と当初予算の関係、また市長はどう思うとんか、この部分につきまして、私のほうから御答弁を申し上げたいと、このように思います。

御承知のとおり、昨年の秋以降、特に消費税の関係もあったりして、全国的に駆け込み需要も相まって、そのことが非常に原因したのかどうか分かりませんが、特に人手不足であったり、あるいは工期の問題であったり、さらにまた先ほど提案理由で申し上げたように物価の上昇、そういったもろもろのことがあって全国的に非常に特に建築工事でいわゆる入札の不調が相次いでいる状況であります。

また、この4月以降についても、その状況が解決できるかというふうな見込みも

あったわけではありますが、いかんせん、新聞等でも報道があったとおり、全国的にはいまなおそういった状況の中で不調が続いておる、この現実が事実としてあるところでもあります。

今、御質問のありました当初予算との関係ではありますが、当初予算はもう御承知のとおり、あくまである意味の概算で計上しておると、そういう部分があります。特に今回についてもそうではありますが、その後、認定こども園の開設に向けて地域の皆さんでありますとか、あるいは関係者等の中で十分な協議を進めておったところでもあります。そういった中で、面積の増であるとか、そういったことが徐々に地域との懇談の中で詳細が決まっていっていったところでもあります。

とりわけ、宍粟市としても初めての認定こども園であり、地域との協議・調整、このことにある意味の時間を要したところでもあります。地域住民の願いである、よりよいこども園とすべく、また、必要以上に過大な設計とならない、こういったことを総合的に判断をしまして、今回補正計上をさせていただいたところでもあります。

そういった中で、市長、今回のことをどのような認識を持っておるのかと、こういうことではありますが、私は、やはりこれからもそうではありますが、一定事業をいかにスムーズに円滑に効果を上げていくかと、こういう観点ではありますが、まず事業を決めた段階で一定の方針は明確にしなくてはならない。それから2点目は、その方針を決めたら、具体的な内容をさらに詰めていく。その上で予算を計上する。議会の議決を得て、またその議決後には早期の調整をして、場合によっては設計であったり、あるいは実施だったり、そういういったことを早急に進めなくてはならない。こういう大きく4点があるのかなあと。まず、事業の方針を明確に、それからその具体を決めていく、さらにまたそのことを踏まえて予算の計上をさせていただく、議会の議決を受けて早期の調整の中で設計だったり、実施だったり、そういうふうな手順で進めていかななくてはならない。そのことがよりスムーズにしながら効果を上げていくだろうと、このように考えております。そういうサイクルの中で、私は議会ともそれぞれの場面場面において十分な連絡であったり、調整が必要であるとうと、このように考えておるところでもあります。

今回のこのことを踏まえて、私は反省すべき点は反省して、今後このことを十分生かしていかななくてはならないと、このように考えております。

あわせて、御質問の中にあつたとおり、当初予算というのは、非常に重要な部分でありますので、先ほど申し上げた四つの視点の中で、特に今後は十分そういったことを念頭に置きながら、予算の編成をさせていただきたいと、このように考えて

おります。

以上です。

議長（岸本義明君） 岡崎教育部長。

教育委員会教育部長（岡崎悦也君） 私のほうから、そのほかの御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

設計価格に問題があったのではないかという御指摘ですが、委員会でも申し上げましたが、少し予定価格との関係が説明が不足しておったのかもわかりませんが、もとより予定価格は設計書をもとに設定をいたします。そういった意味で、委員会でも御説明申し上げましたように、設計価格において、実勢の市況といいますが、そういったものが反映されていなかったということが今回の入札不調の原因であるというふうに結論づけたところでございます。

それから、次に、開札結果等の公表、資料提供の御質疑でございますが、不落の場合は今までのところ、市としてはそういった不落になった開札の結果につきましても、次の入札に影響があるというようなことから、公表をしないこととしております。委員会ではできる限りの御説明をさせていただきたいなど、このように思っております。

それから、最後に、債務負担行為とかそういった変更を考えなかったのかという御指摘ですが、もちろんこの入札不調を受けまして、そういったことも検討させていただきましたが、図書館を別件にしますと、諸経費とかそういったものが二重になったり、あるいは1番には、こども園が開園後に隣で建設工事をするということは、昼寝をする子どもたち等への影響が非常に大きいということで、やはり一体施工しかないなど、このように判断をさせていただいたところであります。

以上でございます。

議長（岸本義明君） 13番、岡前治生議員。

13番（岡前治生君） 市長は、当初予算のときは概算で計上せざるを得ないというふうな言い方をされたんですけども、それでは、私たちが当初予算を審議する際、全ての数字、これは概算でありますから、後で変更しますよというふうなことを前提に今まで審議してきたのかなあと思うんですね。

例えば、認定こども園なんかでも、新築すれば恐らく3億ぐらいでできるもんなんだなあというふうなことで、これがずっと進んでいけば、トータルでどの程度の出費になるんだろうかというふうなことも想像しながら計算するんですけども、それが4億を超えるとか、市況と言われましてけども、それが場合によっては、もっ

と高くつくような認定こども園も出てくるのかなというふうになりますと、本当に現在使える園舎を持っているところも多いわけでありますから、そういうことで認定こども園を進めるということが、本当に宍粟市の財政にとってもいいのかどうか、そういうことも含めて私は判断が必要だと思えます。

確かに概算でというふうなことはあったとしても、それは市長側としては、あくまでこの範囲でやるというふうなことで、当初予算というのは計上していただいておりますので、今、市長が言われた概算で上げているので、こういうこともあり得るんだ、当然なんだというふうな言い方は撤回していただきたいなというふうに思えます。

それと、もう1点、私は、今回のこの補正予算というのが、本当に市況の変化だけによるものなのか、もし、先ほども言いましたように、設計価格自体が実勢価格を反映していないということになりますと、設計をされたのはあくまでプロで、その積算もプロに委託してしておると思うんですね。そのことがもし実勢価格を見ないでされておるということになりますと、その業者に委託した意味がないわけですよ。ですから、私はこのような大きな補正、まして、もう既に当然着手されていなければならない事業にあるにもかかわらず、落札者が出なかったからというふうなケースの場合、やっぱり入札において、市がどの程度の予定価格を決めておって、そして、その応札した業者との乖離がどの程度の金額があってというふうなことは最低限公表すべきではないかと。それで、こういう点がこれだけの差があるから、今回の補正をやらざるを得なかったというふうなことを是非公開していただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

それと、もう一つは、私が最後に言いましたけれども、やっぱり当初予算の重みというものは、しっかりと考えていただきたい。家計のことも考えていただいたらわかるように、10万円しかなかったら、その10万円の範囲内でどう生かしていくか、その10万円がんでもし買えないものであったら、次の年のことも考えて、2年間の分を合わせて一つの自分たちの欲しいものを例えば買うとか、使うとかということが一般的な家計のやり方ですよ。ですから、市の予算といえども、やはり家計と同じで、その予算の範囲内でどう知恵を生かしたらやっていけるか、そういうことをまず考えた上で、それでもできない場合はどうするか、そういうふうなことをやっぱり考えないと、私は本当にこれだけ大きな補正予算が出てくること自体、議会に対して市長はどう思われているのか、私は考えてしまいます。いかがでしょうか。議長（岸本義明君） 福元市長。

市長（福元晶三君） 私のほうからは、当初予算とか、先ほどお話があったとおり、概算等云々が出ますが、決して先ほどおっしゃった意味で考えておるつもりはありません。基本的には、繰り返しになりますが、それぞれ事業の方針を明確にした場合、具体的内容をきちっと精査して当初予算で計上して、それを執行していくと、これがそのとおりだと思います。

しかしながら、それぞれの事業の中では、先ほど申し上げたとおり、いろんな事情、地域等の願い、特に今回については、地域の皆さんがよりよい環境を整えてほしいと、そういったことに応えていこうと、こういう姿勢であります。

あわせて、また、当初予算は当然いろいろ輕易で考えているつもりはありません。非常におっしゃったとおり重要な部分であります。また、家計の話も出たとおりであります。予算の枠の中で効果、効率を上げていくのは最大の使命だと、このように基本的には考えております。

議長（岸本義明君） 清水副市長。

副市長（清水弘和君） 設計額等、予定価格云々のことについて、少し御説明を申し上げたいと思います。

予算の範囲内での執行、これは先ほど市長も申し上げましたとおり、最少の経費で最大の効果を上げるべく、そのとおりに努めるのが事実でございます。ただ、今回、内容としましては、木造に重点を置きましたことによりまして、躯体の構造にラーメン構造というものを採用いたしました。その見積もり云々で設計業者もいろいろなたくさんの見積もりをとったわけでございますが、実際にできるだろうというこれまでの経緯と、少し現在の情勢と、単価に乖離があったというのが事実でございます。今後の反省にすべき点というふうに思っております。

それで、認識のところで市長が申し上げましたように、当初予算を計上する段階で、これまでの他市町の状況、それから通常の建築単価でもって計上するわけでございます。ただ、今回、地域との協議・調整、これに時間も要したことも事実でございます。面積が増えた、その辺の詰めが具体的内容に少し当初予算の時点で不備といいますか、不足するところがあった。これも反省点でございます。

また、議会との十分な調整、軽視しているわけではございません。補正予算の関係も十分に説明すべく順次説明すべきだったというふうに思っておりますし、したと思っております。今後の反省もするということでございます。

最後に、そういった内容を公表すべきであるということにつきましては、先ほど教育部長が申し上げように、今後の開札、入札に影響を及ぼす範囲以外のことに

きまして、どこのどれぐらいの業者がどんな金額で入札をしたか、これについては委員会でできる限りの説明をして理解を求めていきたいと、このように思っているところでございます。

再々になりますが、今後、この教訓をもとに、こんなことがないように、計画から実施設計に至りますまで、効果を早期にあらわすように努力を重ねてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（岸本義明君） 13番、岡前治生議員。

13番（岡前治生君） あのね、今回の補正というのは、当局のほうが先ほど副市長や市長も言われて、地元からの要望を聞く中で、例えば面積が増えたとか、そういうことがあるのであれば、事前にこういう要望で面積がこんだけ増えるので、こんだけかかるから、補正が必要になりましたと。事前にそういう説明があって、その後入札にかけるというのならわかります。しかし、今回の場合は、入札をして、落札をした結果、あまりにも業者との価格の開きが大き過ぎて、通常あり得ないことでもありますけれども、任意に応じてくれた会社については、どこがどう設計価格と違っておったのかというところまで突き詰めて研究されたわけですよ。ですから、私たちこの後、委員会で質疑するわけなんですけども、具体的に面積が増えたから、ここがこういうふうが増えた、それとあと市場価格の問題では、ここがこれだけ差額があった、だからトータルとして7,000万円補正せざるを得なかったというふうなきちとした説明、客観的な資料も出していただいて説明を聞かないと、本当に当初予算というものの重みって全くないことになるんですね。

本当にやむを得ず今回のケースが出てきたのか。実際に西小学校とか波賀小学校の改造工事なんかはきちんとしておりますし、千種の耐震工事なんかも落ちております。ごく最近の、これは桁が一桁違いますけれども、予定価格が1,000万円台の工事なんかは36社が応札して、そのうち30社が失格、それで最低制限価格と同額で入札しているというふうな状況もあるわけですね、一方では。だから、本当に裏づけの資料も見せていただいて、やむを得ないのかどうか、そういうところを判断しなければ、はい、そうですか、足りないんですねという形で認めるわけには、私はいかないと思いますが、いかがでしょうか。

議長（岸本義明君） 岡崎教育部長。

教育委員会教育部長（岡崎悦也君） 御説明できる資料をどこまでお出しできるかどうかは少し検討させていただいて、至急に調整をさせていただきたいなと思えます。

先ほど副市長が申し上げましたように、今回の入札不調の要因等につきましては、やはり詳しく説明をさせていただく必要があると、このように思っております。

議長（岸本義明君） 以上で質疑は終わります。

ただいま議題となっております第111号議案は、予算決算常任委員会に付託をいたします。

ここで委員会審査のため、暫時休憩いたします。

午前 10時00分休憩

午後 1時30分再開

議長（岸本義明君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま産業建設常任委員長から第110号議案、予算決算常任委員長から第111号議案の審査が終了したとの報告がありました。

お諮りします。

第110号議案及び第111号議案を日程に追加し、追加日程第1号及び追加日程第2号として議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

よって、第110号議案及び第111号議案を日程に追加し、議題とすることに決しました。

追加日程第1 第110号議案

議長（岸本義明君） 追加日程第1、第110号議案、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

本議案は、本日の本会議で産業建設常任委員会に付託をしていたものであります。産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、16番、実友 勉議員。

産業建設常任委員長（実友 勉君） 本日、付託のありました第110号議案、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定については、第9回産業建設常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました。

本議案は、昨年10月に宍粟市が管理する市道千本屋高下線において発生した歩行者の転落事故に関し、市道を横断する水路の開渠部に転落防止柵を設置していなかったこと、事故者の前方確認が不十分であったことにより、市の過失責任を50%と

し、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額を決定するものでございます。

審査の結果、第110号議案については、やむを得ないものと判断をし、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

以上でございます。

議長（岸本義明君） 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

委員長報告に対する質疑はありませんか。

1番、鈴木議員。

1番（鈴木浩之君） 質問します。今回の事故は、平成25年10月1日に起こった事故ということなんですけれども、具体的に、場所は先ほどの説明にもあるように特定されているんですけども、どういう状況で起こった事故なのかということ、審査の中であったと思いますので、御説明いただきたいのが1点。

もう1点は、今回、市の過失責任が50%というふうに認められるんですけども、これどういう根拠でその50%になったのか。例えば、過去の判例とかが審査の中であったのであれば、そういった判例も含めて教えていただければと思います。

以上、2点お願いします。

議長（岸本義明君） 実友委員長。

○産業建設常任委員長（実友 勉君） 事故の状態でございますけれども、相手方といますか、けがをされた方が旅館に泊まっておられて、買い物に出かけるときに事故が起こったというふうに聞いております。

そして、50%についてなんですが、いろいろ協議はなされておったようでございますが、相手方の弁護士さん、それから当市の顧問弁護士さんと協議をなされ、当初は相手方は8対2というような状況であったようでございますが、弁護士の中で50%、50%というふうに決まったようでございます。

議長（岸本義明君） 1番、鈴木議員。

1番（鈴木浩之君） 状況については夜間であったということはわかりました。先ほど8対2というふうなことのお話がありましたけども、どちらが8でどちらが2なのか全くわからないんですけど、そのあたりもう一回御説明いただけますか。

議長（岸本義明君） 実友委員長。

○産業建設常任委員長（実友 勉君） これは相手方のほうからの言い分でございます。相手方が2、市が8という話があったようでございます。

議長（岸本義明君） 鈴木議員。

1番（鈴木浩之君） あと、その50%というのは弁護士同士の話し合いということ

で決まったということなんですけれども、過失が50%でもあったということであれば、これまでその場所は危険だということを認知しながら放置しておいたということが事実としてあったということでしょうか。それか、これまでにそういった危険な状況はなくて、今回、レアケースというか、たまたまだったのか、そのあたりによっても大分状況は違うと思うんですけども、危険を認知していて放置していたという市の過失があるのかどうか、そのあたり教えてください。

議長（岸本義明君） 実友委員長。

- 産業建設常任委員長（実友 勉君） 認知していたかどうかの話はございませんでしたが、転落をしてから、事故が起きてから、これは市の責任だというふうに市のほうは感じたようでございます。それが50%、50%になったということでございます。

議長（岸本義明君） 大畑議員。

6番（大畑利明君） 大畑です。今回の問題につきましては、市道の営造物そのものの過失というよりも、外部との関係にある危険性、そういうものとの関係で安全性が欠如していたというところの争いだったかなというふうに感じているわけですが、その危険性防止の瑕疵の関係で、市内にはこういうところがたくさんあるというふうに思うわけですが、通常からこのような安全性の確保に努めなければならない義務が今後生じてくるわけですけども、先ほど過失割合に対しましては弁護士同士のところで決定したようなお話でございましたが、それ以外に判例等々、そういうものも参考になさったのかどうか、お伺いしたいと思います。

議長（岸本義明君） 実友委員長。

- 産業建設常任委員長（実友 勉君） 判例についてはいろいろあるというふうな話は聞きましたけれども、それを参考にしたかどうかということについては、話が出ておりませんでした。弁護士同士の話し合いで決まったというふうに聞いております。

議長（岸本義明君） 大畑議員。

6番（大畑利明君） また改めまして事務局のほうに、これに関連するような判例がありましたら御提示いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

議長（岸本義明君） 委員長に対する質疑にしてください。

6番（大畑利明君） 委員長にそういうことを求めてよろしいでしょうか。

議長（岸本義明君） 実友委員長。

- 産業建設常任委員長（実友 勉君） 担当課のほうからはいろいろな判例があると

いう話は聞いておりますので、そのいろんな話があるものを、もし議長のほうから許しが出ましたら、出していただいたら結構かというふうに思います。

議長（岸本義明君） 以上で質疑は終わります。

これより討論ですが、通告が出ておりませんので、討論を終了いたします。

続いて、採決を行います。

第110号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第110号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第110号議案は、委員長報告のとおり可決することに決まりました。

追加日程第2 第111号議案

議長（岸本義明君） 追加日程第2、第111号議案、平成26年度宍粟市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本議案は、本日の本会議で予算決算常任委員会に付託をしていたものであります。予算決算常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長、11番、東 豊俊議員。

予算決算常任委員長（東 豊俊君） 本日、付託のありました第111号議案、平成26年度宍粟市一般会計補正予算（第3号）について、委員会を招集し審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

本議案については、運営要綱によりまして総務文教分科会で詳細審査を担当して行うことに決定しましたので、委員会を休憩し分科会で審査を行いました。

分科会終了後に委員会を再開し、分科会の審査報告を受け全体で審査をいたしました。

報告では、関係職員に説明を求め審査をし、第111号議案の内容としましては、千種幼保一元化施設及び千種図書館建設事業について、資材価格の高騰や建設業の人手不足等により、入札不調となったことにより、実勢価格に即した設計内容へ見直したことによる工事費等の増額補正を行うとともに、同施設の整備については、完成時期を平成27年8月と見込まれることから、工期の確保を図るために繰越明許費もあわせて補正するものであり、補正額としては、歳入歳出にそれぞれ7,000万

円を追加し、補正後の総額を252億1,367万1,000円とするものであるというものであります。

また、分科会委員からは、工事費の増額については9月補正で増額して、さらに増額補正が生じたことは、予算計上の見通しの甘さがあったのではないか、図書館部分についても翌年度発注とすべきではないかなどの意見も出たことの報告がありました。

全体会では、報告に対する質疑のあと、自由討議を行いました。意見はありませんでした。

採決の結果、第111号議案は賛成多数で原案を可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

議長（岸本義明君） 予算決算常任委員長の報告は終わりました。

続いて、質疑を省略して討論を行います。

通告がありますので、発言を許可します。

まず、反対者の発言を許可します。

13番、岡前治生議員。

13番（岡前治生君） 13番です。千種の認定こども園の工事費及び千種の図書館の工事費は今回で2回目の補正予算ということになります。第1回目の9月に出された補正予算については、地域住民の要望により面積が増えた等の理由で十分理解できるものであります。今回の補正については、先ほどもありましたように人件費の高騰や物価が変わったということの説明であります。

本来、設計価格というのは、設計士が積算して出すものである以上、将来の物価の推移の見通しぐらいは知っておかなければならないと思います。補正予算というのは、特別な理由があるときのみ認められるものであり、その基本は当初予算の範囲内でこそ執行する方策を考えることでもあります。今回の補正の大もとの責任は市長にあり、またそれを議決した議会にもあると私は考えます。

私たちは、このような補正予算を認めることについては、議会のチェック機能を放棄するものであり、また議会の議決権の重みをなくすものであると考え、反対するものであります。

以上です。

議長（岸本義明君） 次に、賛成者の発言を許可します。

10番、藤原正憲議員。

10番（藤原正憲君） 10番、藤原。第111号議案、平成26年度一般会計補正予算

(第3号)について、私は賛成の立場から討論をいたしたいと思います。

先ほども東委員長の報告のとおり、経済あるいは社会状況の急激な変化によりまして、残念ながら入札は不調になりました。また、地元協議による面積の増など、設計変更等によりまして、年度内の工事完了が難しくなったこと等によりまして繰越明許補正、そしてまた先ほどもありましたが、人件費や物価の高騰などによりまして、設計価格といわゆる実勢価格に約20%程度の乖離がありましたことにより、補正が必要になったもので追加補正するものであります。

同僚議員からも指摘がありましたが、事務的には私も少し課題といいますが、問題があるとは思いますが、地元の声といいますが、やはり地元にとっては早急な整備が求められております。本議案につきましては、何とぞ議員各位の御賛同を賜りまして、賛成いただきますようによろしくお願いいたします。

議長(岸本義明君) 次に、反対者の発言を許します。

6番、大畑利明議員。

6番(大畑利明君) 6番、大畑です。第111号議案、補正予算案につきまして、反対の立場で討論したいと思います。

先ほどもありましたが、この幼保一元化施設、千種認定こども園と併設します千種図書館の建設につきましては、本年度の当初予算が確定してから9月補正、そして今回11月補正と二度にわたりまして、次々と大幅な増額補正予算の提案がされております。これでは年間予算としての当初予算の意義が全く薄れておりますし、意義のないものになるというふうに思います。

図書館の建設に至っては、当初予算から今回の額を比較しますと、1.9倍、約2倍に膨れ上がっております。

また、幼保一元化施設の整備につきましても、1.2倍に膨れ上がる補正の予算でございます。応札業者との設計単価が合わなかったというようなこともありますけれども、このような内容では、その応札業者の設計に合わせて補正を組んでいくというふうにとられても仕方がないような問題だというふうに思います。

私は、これらの工事2件につきましては、9月補正予算を前提にして仕様書の変更による設計内容を変えていくとか、あるいは業者入れ替えなどによって対処すべきだろうという立場でございます。

また、今回の補正予算に係るこの入札工事の増額補正の背景には、地元事業者の育成を名目にした入札参加者の固定化という問題が存在しているというふうに思います。二度の入札不調ならば、入札参加者の入れ替えによって再入札に付すべきと

ころだというふうに思いますが、それを新たな工事という形で、その装いをもって工事費を増額するやり方については公正な競争による取引や適正な公共調達等に反する行為であるというふうに考えます。

公正取引委員会でも、その地元業者の育成のところについて解釈をしておりますけども、機会の確保というのは当然図られるべきだろうと思いますが、結果の確保まで配慮する運用が行われることについて指摘をしております。そういう二つの点から、今回の補正予算については反対であります。

以上です。

議長（岸本義明君） 次に、賛成者の発言を許します。

17番、高山政信議員。

17番（高山政信君） 平成26年度宍粟市一般会計補正予算（第3号）についてです。

認定こども園及び図書館建設に関する補正予算について、賛成の立場で討論をいたします。

認定こども園につきましては、宍粟市での初めての事業であり、地元千種町においては、賛成・反対等多くの議論が出てまいりました。激論が交わされましたことは、御承知のとおりであると思います。特に、建設場所につきましては、長期の議論の末、今の場所に落ちつき、平成27年4月1日オープンであったにもかかわらず、入札不調となり、予定どおりとはなりませんでした。

市の責任は否めないところではございますが、ここに至っては地元議員といたしましても、一日も早く事業に着手されることと、今後において宍粟市にとどまらず、全国のモデルとなるような、よりよい認定こども園の運営とあわせて最良のこども園、図書館建設を望みまして賛成討論といたします。

以上であります。

議長（岸本義明君） 次に、反対者の発言を許可します。

1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 1番、鈴木です。第111号議案、宍粟市一般会計補正予算（第3号）に反対の立場で討論いたします。

千種認定こども園は当初の建設費、予算ですけども3億3,000万円に対して、9月に約3,600万円、今回3,200万円を追加しようとするものです。また、こども園に併設される予定の図書館は当初の建設費、これも予算ベースですけども、4,671万円に対して9月に1,270万円、今回3,000万円を追加するものです。認定こども園で

約1.2倍、図書館で約1.9倍の増額がなされています。なぜそのような増額が必要になったかといえば、当局の説明からですと、まず、地域の要望に沿った形で設計が変更され、建物の面積等が増えたこと。また、設計額が人件費・物価の高騰による実勢価格を反映したものになっていなかったことを理由として挙げています。

地域の方々は、せつかくなれば子どもたちに、よりよい環境を求める、これは極めて普通の感情です。しかし、それは予算のこと等を考慮していない、これもごく当たり前のことです。つまり、これは地域に責任があるわけではありません。ただ、財政的な面や将来の人口推計等を把握している教育委員会事務局がその議論の場にながら、専門的な立場で助言をしていないことになります。これはまさに入札が遅れたり、不落になった責任を地域に押しつけていることになります。市民に対して極めて失礼なことです。

また、設計を担当する設計士が実勢価格を把握していないとは到底考えられません。つまり、予定価格が低過ぎたということはないと思われます。今回のように入札不調を繰り返し、入札参加者審査会で実際に入札に参加していただいた業者の積算見積もりを参考にし価格を決め、同じ設計士、同じ公募範囲で業者を募るなど、不透明な過程を踏めば、公正な入札執行が妨げられます。私は法律の専門家ではありませんので、断定はできませんが、この件は入札談合等関与・行為の防除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律、いわゆる官製談合防止法に抵触する可能性が極めて高いと思います。

また、今回の補正を認めることは、議決機関である議会が自ら権利を放棄するようなものだと思います。いくら今後このようなことがないように気をつけますという執行機関の決意を聞いたところで何の価値もありません。

また、すぐにでも入札に付さない地域に迷惑がかかるという主張もありますが、このような不透明な過程で教育の場が整備されることのほうが、後々地域に迷惑がかかると思います。早くつくってほしいというような単純な意見が市民の意見だと認識しているのであれば、市民に対してこれも失礼な話です。賛成する余地はどこを探してみても見当たりません。

よって、この議案、この補正予算に対して反対いたします。

議長（岸本義明君） 以上で討論を終わります。

続いて採決を行います。

第111号議案を採決いたします。

第111号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第111号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長(岸本義明君) 起立多数であります。

第111号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

今期臨時会に付議されました案件は、全て審議を終了いたしましたので、閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

よって、第60回穴粟市議会臨時会は、これをもって閉会いたします。

御苦労さまでした。

(午後 1時54分 閉会)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会議長 岸 本 義 明

宍粟市議会議員 林 克 治

宍粟市議会議員 実 友 勉